

理事の職務権限規程

平成31年4月25日 制定

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京国際金融機構（以下「当法人」という。）の定款第26条第4項の規定に基づき、当法人の理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び当法人が定める規範、規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める当法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理 事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当法人の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 社員総会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (4) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(専務理事)

第5条 専務理事の職務権限は、別表に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、当法人の設立の登記の日（平成31年4月1日）から施行する。

別表

理事の職務権限

決 裁 事 項	決 裁 権 者	
	代表理事	専務理事
事業計画及び予算の案の作成に関する事	○	
事業についての基本的執行方針の設定等に関する事		○
事業報告及び決算の案の作成に関する事	○	
事務局長の任免に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張に関する事		○
会計事務の統括に関する基本方針の策定に関する事		○
契約の締結・支出		
1件300万円以上	○	
1件300万円未満		○
セミナー等事業の実施に関する事		○
財産の管理・運用に関する事	○	
事務局の組織及び運営に関する事	○	
内部規程の制定・改廃に関する事	○	
社員総会及び理事会に提出する議案に関する事	○	
当法人組織の変更、廃止及び名称の変更に関する事	○	
外部に対する文書発簡		
とくに重要なもの	○	
重要なもの		○
一般事務連絡		○